

・処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量 (t)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラスチック類	169.6	157.8	101.2	156.6	91.3	稼働なし	41.8	208.2	183.4	150.7	173.6	175.5
医療系廃棄物												
木くず	73.2	48.7	28.6	60.1	46.5		12.7	49.2	39.5	42.7	53.0	64.2
汚泥												
動植物												
紙くず	58.7	44.4	23.6	53.4	43.0		11.5	42.7	35.9	41.3	52.0	61.2
繊維くず	11.1	13.6	8.4	6.0	18.4		16.0	10.6	11.8	6.7	11.5	8.5
廃油												
廃酸												
廃アルカリ												

・ 連続測定項目

燃焼室中の燃焼ガスの温度	焼却プラントにて閲覧可能 (チャート紙)
集塵器に流入する燃焼ガスの温度	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	

・冷却設備及び排ガス処理設備に堆積した煤塵の除去を行った年月日

冷却設備及び排ガス処理設備の煤塵を除去した日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	27	2	13,14	13~15	4,5	-	31	28,29	28	18,19	23,24	4

・排ガス測定

排ガスを採取した位置		煙道	
排ガスを採取した年月日		10/23	10/23
結果の得られた年月日		11/6	11/19
測定の結果	単位	基準値	備考
ダイオキシン類	ng-TEQ/m3N	10	大気汚染防止法 O ₂ 12%換算値
ばいじん濃度	g/m3N	0.04	大気汚染防止法 O ₂ 12%換算値
硫黄酸化物排出量	m3N/h	※1	大気汚染防止法 -
窒素酸化物濃度	volppm	250	大気汚染防止法 O ₂ 12%換算値
塩化水素濃度	mg/m3N	700※2	大気汚染防止法 O ₂ 12%換算値
カドミウム濃度	mg/m3N	1	県公害防止条例 -
鉛濃度	mg/m3N	10	県公害防止条例 -
ふっ素濃度	mg/m3N	10	県公害防止条例 -
塩素濃度	mg/m3N	30	県公害防止条例 -

※1・・・K値=7 ※2・・・周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値;363 mg/Nm3